

知的財産管理技能検定3級テキスト【改訂6版】をご購入いただいた皆様へ

第22回(2015年11月15日)以降の検定試験を受検される場合は、著作権法の一部を改正する法律および平成26年特許法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級テキスト【改訂6版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

法改正に関するお知らせ

知的財産管理技能検定3級テキスト【改訂6版】

実施回	試験日	法令基準日
第22回	平成27(2015)年11月15日(日)	平成27(2015)年5月1日
第23回	平成28(2016)年3月13日(日)	平成27(2015)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとさせていただきます。

著作権法の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年5月14日(平成26年法律第35号)
施行日	平成27(2015)年1月1日 ※視聴覚的実演条約についてはその発効日
参考	文化庁ホームページ 平成26年通常国会 著作権法改正について http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html

平成26年特許法等の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年4月25日(平成26年法律第36号)
施行日	平成27(2015)年4月1日 ※ジュネーブ改正協定加入のための国内担保法としての改正の施行期日は、同協定の発効の日(平成27年5月13日)
参考	特許庁ホームページ 平成26年特許法の一部を改正する法律について https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h26_houkaisei/h26text.pdf

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報をホームページにて公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡〈受験対策〉➡〈読者サポートコーナー〉➡〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>



対象ページ	P15
該当箇所	Lesson2 特許要件 3 新しい発明であること 2行目～4行目変更
変更内容	記載内容に誤植が認められたため、修正いたします。 <<変更前>> 6カ月以内 に出願しなければなりません。新規性喪失の例外規定の適用を受けたい旨を記載した書面を 特許出願と同時に 提出し、 <u>意に反して公知となった以外は、出願から 30 日以内</u> に、公知となった発明がこの規定… <<変更後>> 6カ月以内 に出願しなければなりません。さらに、 <u>②に該当する場合は、新規性喪失の例外規定の適用を受けたい旨を記載した書面を特許出願と同時に</u> 提出し、 <u>かつ、出願から30日以内</u> に、公知となった発明がこの規定…

対象ページ	P35
該当箇所	Lesson5 特許権の管理と活用 1 特許権の発生 7行目追加
追加本文 (下線部分)	特許異議の申立て制度が創設されたため、内容を追加いたします。 <<変更前>> なお、4年目以降も特許権を維持するためには、前年以前に特許料を納付しなければなりません(特108条2項)が、納付期限が経過した後も6カ月以内であれば追納することができます(特112条1項)。 <<変更後>> なお、 <u>特許掲載公報の発行の日から6カ月以内は、特許が新規性を有していない等の理由により、特許異議の申立てによって特許が取り消されることがあります(特113条)。</u> 4年目以降も特許権を維持するためには、 前年以前 に特許料を納付しなければなりません(特108条2項)が、納付期限が経過した後も6カ月以内であれば追納することができます(特112条1項)。

対象ページ	P44
該当箇所	Lesson6 特許権の侵害と救済 3 特許権侵害であると警告された場合の対応(実施者側) 本文追加
追加本文 (下線部分)	特許無効審判の請求人に関しての法改正に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> 無効理由が存在するならば、 特許無効審判 (特123条)を請求して、その特許を無効にできることがあります。なお、一定の無効理由を除き、特許無効審判は <u>誰でも請求</u> できます。 また、無効理由があるときは、本来無効となるべき権利を行使することは認められないという旨を、訴訟のなかで主張することも可能です(特104条の3)。 <<変更後>> 無効理由が存在するならば、 特許無効審判 (特123条)を請求して、その特許を無効にできることがあります。なお、一定の無効理由を除き、特許無効審判は 利害関係人のみ請求 できます。 また、無効理由があるときは、本来無効となるべき権利を行使することは認められないという旨を、訴訟のなかで主張することも可能です(特104条の3)。 <u>なお、特許掲載公報の発行日から6カ月以内であれば、前述の特許異議の申立てをすることもできます(特113条)。</u>

対象ページ	P87
該当箇所	Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 Question C
変更内容	商標法の保護対象の拡充に伴い、事例と解説を変更いたします。 <<変更前>> ブランドカラーを独特な濃いピンクにし、パッケージや店舗カラーなどをそのピンクに統一するため、 <u>ピンクの色そのものについて商標登録出願をする。</u> <<変更後>> ブランドカラーを独特な濃いピンクにし、パッケージや店舗カラーなどをそのピンクに統一しても、 <u>ピンクの色そのものについては商標法では保護されないと考えた。</u>

対象ページ	P89
該当箇所	Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 2 保護対象 条文 商標法2条
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> 条文 商標法2条1項 この法律で「商標」とは、 <u>文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合</u> (以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。 <<変更後>> 条文 商標法2条 この法律で「商標」とは、 <u>人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの</u> (以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

対象ページ	P89
該当箇所	Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 2 保護対象 3～4行目
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> 商標法では、商標は「 文字、図形、記号 もしくは 立体的形状 もしくは <u>これらの結合またはこれらと色彩の結合</u> 」であつて、商売として商品を生産等する者がその商品に用いるもの、と規定しています(商2条1項)。 <<変更後>> 商標法では、商標は「 <u>人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの</u> 」であつて、商売として商品を生産等する者がその商品に用いるもの、と規定しています(商2条1項)。

対象ページ	P90
該当箇所	Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 2 保護対象 2～6行目
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> 一方、見る角度によって絵が変わる ホログラム の商標は、クレジットカードに付されているものが一例といえますが、 <u>現在、日本国では商標登録を認められていません。いくつかの国では、ホログラムについても商標法による保護を受けられる可能性があります。</u> <u>なお、日本国では音やにおいについても、現在のところ、商標法の保護対象外です。</u> <<変更後>> 一方、見る角度によって絵が変わる ホログラム の商標は、クレジットカードに付されているものが一例といえますが、これまで日本国では商標登録が認められていませんでしたが、平成 26 年法改正によりホログラム商標についても商標法の保護対象となりました。 <u>さらに、同じくこれまで保護対象となっていなかった音商標、色彩のみからなる商標、動き商標および位置商標についても保護対象となりました。</u> <u>音商標とは、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のことをいいます。たとえば、CM などに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音などがこれにあたります。</u> <u>色彩のみからなる商標とは、単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標(これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標)のことで、たとえば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩などがこれにあたります。</u> <u>動き商標とは、文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標のことをいい、たとえば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形などがこれにあたります。</u> <u>位置商標とは、図形等の商標であつて、商品等に付す位置が特定される商標のことをいいます。</u> <u>なお、においについては引き続き保護対象外です。</u>

対象ページ	P95
該当箇所	Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 3 商標登録の要件 3)商標登録を受けることができない商標 ③商品の品質等の誤認を生じるおそれのある商標 2～3行目
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> そのほかに、 公序良俗を害するおそれがある商標 (商4条1項7号)や、 他人の氏名[*]や著名な芸名を含む商標 (商4条1項8号)、 商品や商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標 (商4条1項18号)は、登録を受けることができない等の規定があります。 <<変更後>> そのほかに、 公序良俗を害するおそれがある商標 (商4条1項7号)や、 他人の氏名[*]や著名な芸名を含む商標 (商4条1項8号)、 商品や商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標や、商品が当然に備える色彩(例、商品「自動車のタイヤ」の黒の色彩)や発する音(例、役務「焼肉の提供」における肉の焼ける音)のみからなる商標などの商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標 (商4条1項18号)は、登録を受けることができない等の規定があります。

対象ページ	P96～97
該当箇所	Lesson12 商標法の保護対象と登録要件 Questionの正解と解説 C
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> C について、「商標」であるための要件の一つとして、「標章」であることが必要とされています。この「標章」とは「 <u>文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合</u> 」であると定義されています(商2条1項柱書)。 色彩は、標章の定義には含まれていますが、「これらと色彩との結合」と定義されていることから、 <u>独立して標章の構成要素とはならず、文字等と結合してはじめて構成要素となりうるものです。</u> したがって、 <u>色彩のみからなる商標は、商標登録を受けることができません。</u> よって、本肢は誤りです。 <<変更後>> C について、「商標」であるための要件の一つとして、「標章」であることが必要とされています。この「標章」とは、「 <u>人の知覚によって認識することができるものうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの</u> 」であると定義されています(商2条1項柱書)。 色彩は、標章の定義に含まれていることから、 <u>独立して標章の構成要素となりえます。</u> したがって、 <u>色彩のみからなる商標は、識別力を有するなどの要件を満たせば商標法による保護を受けることができる可能性があります。</u>

対象ページ	P103
該当箇所	Lesson13 商標登録を受けるための手続き Questionの正解と解説 A 1行目～3行目
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> A について、「商標」とは、 <u>文字、図形、記号もしくは立体的形状、もしくはこれらの結合、またはこれらと色彩との結合</u> (標章)であって、業として使用するものをいうので(商2条1項)、 <<変更後>> A について、「商標」とは、 <u>人の知覚によって認識することができるものうち、文字、図形、記号、立体的形状もしくは色彩またはこれらの結合、音その他政令で定めるもの</u> (標章)であって、業として使用するものをいうので(商2条1項)、

対象ページ	P137～P138
該当箇所	Lesson18 その他の条約 3 ハーグ協定 全文変更
変更内容	日本国のハーグ協定加入に伴い、全文変更いたします。 <<変更後>> ハーグ協定は、意匠の国際的保護に関する取り決めです。意匠の保護を受けるには、原則として、その国において意匠登録を認められる必要があり、複数の国で保護を求める場合には、それぞれの国で意匠登録出願をし、その国の制度にのっとった審査を経なければなりません。ハーグ協定は、このプロセスを容易にする規定です。 ハーグ協定の制度は、マドリッド協定議定書による国際出願制度と似ており、 WIPO(世界知的所有権機関)の国際事務局 が、出願、公開、国際登録など、各国で共通する手続きを取りまとめて行います。さらに、ハーグ協定では、国際出願が 国際登録簿 に登録されると、保護を求めた複数の 締約国 において、意匠の保護が受けられます。言い換えれば、出願人が各国ごとに国際出願を行い、当該国で登録されたのと同じような保護を、一つの手続きを行うだけで受けられるということです。 このように、ハーグ協定を利用すると、一度の手続きで複数国での権利取得が可能となります。複数国で、最大 100 の意匠について、単一書類・単一言語・単一通貨での 一括出願手続き が可能となるため、複数国において意匠権を取得するために必要な直接・間接コストの低廉化を図ることができます。 そして、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易となります。国際登録の 更新 や 移転 等の手続きは国際事務局に対する一回の手続きで可能となるため、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易となります。なお、国際登録の存続期間は、国際登録日から 5年 で、 更新 することができます。 とはいえ、ハーグ協定を利用して権利を取得すれば、世界中で保護を受けられるというわけではありません。ハーグ協定に未加入の国もあるからです。 なお、日本はこれまでハーグ協定に未加入でしたが、加入が決まり、2015年5月13日以降、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の締約国において、意匠の国際登録制度を利用して意匠の保護を受けることが可能になりました。

対象ページ	P140
該当箇所	Lesson18 その他の条約 Question の正解と解説 A 5行目～6行目
変更内容	日本国のハーグ協定加入に伴い、内容を削除いたします。
本文削除 (下線部分)	<u>なお、現在のところ日本はハーグ協定には未加盟ですが、今後、加盟する予定です。</u>

対象ページ	P141
該当箇所	Lesson18 Column 知的財産に関わる条約 最終行から5行目
本文削除 (下線部分)	日本国のハーグ協定加入に伴い、内容を削除いたします。 <<変更前>> <u>ただ、日本国はマドリッド協定とハーグ協定には加盟していません。</u> <<変更後>> <u>ただ、日本国はマドリッド協定には加盟していません。</u>

対象ページ	P152
該当箇所	Lesson20 著作者 6行目
変更内容 (下線部分)	問題の内容に不備が認められたため、変更いたします。 <<変更前>> <u>豪華布陣の総指揮を執るのが、V社所属で注目の若手監督Eさんであり、従えるスタッフも全員V社の社員という構成です。</u> <<変更後>> <u>豪華布陣の総指揮を執り、映画「☆☆☆」の全体的な製作を担うのは注目の若手監督Eさんであり、従えるスタッフは全員V社の社員という構成です。</u>

対象ページ	P153
該当箇所	Lesson20 著作者 Question B および C
変更内容 (下線部分)	問題の内容に不備が認められたため、変更いたします。 <<変更前>> B <u>映画「☆☆☆」の全体をまとめ、創作性を発揮した監督が著作者となるので、V社は監督から権利を譲渡してもらわなければならない</u> C <u>Bさん、Cさん、Dさんを除き、映画「☆☆☆」の全体的な製作を担った監督と製作に協力したスタッフはV社に所属しており、会社名義で映画を発表するので、V社が著作者となり得る。</u> <<変更後>> B <u>監督がV社の社員ではなく、V社と映画「☆☆☆」の製作に参加することを約束している場合、V社は監督から権利を譲渡してもらわなければならない。</u> C <u>監督がV社の社員であり、映画「☆☆☆」がV社名義で発表される場合、V社が著作者となり得る。</u>

対象ページ	P157～P158
該当箇所	Lesson20 著作者 Questionの正解と解説 C
変更内容 (下線部分)	<p>「C」について、映画の著作物がいわゆる職務著作(法人著作)に該当する場合は、その映画の著作物の著作者は法人(会社)となります(著16条ただし書)。すなわち、①法人等の発意に基づき、②その法人等の業務に従事する者が職務上作成し、③その法人等が自己の著作の名義のもとに公表し、④著作物の作成時における契約等に別段の定めがないときは、その法人が著作者となります(著15条1項)。</p> <p>本問の場合は上記①～③の要件を満たし、職務著作に該当する可能性が高く、V社は映画の著作者になりえます。よって、本肢は適切です。</p> <p>「C」について、映画の著作物がいわゆる職務著作(法人著作)に該当する場合は、その映画の著作物の著作者は法人(会社)となります(著16条ただし書)。本問の場合はV社の社員である監督EがV社の発意に基づき製作し、V社名義で発表されるので職務著作に該当する可能性が高く、V社は映画の著作者になりえます。よって、本肢は適切です。</p>

対象ページ	P171
該当箇所	Lesson22 著作(財産)権 3 出版権 全文変更
追加本文	<p>電子書籍に対応した出版権の規定の整備がされたため、全文を変更いたします。</p> <p>「3」について、複製権者または公衆送信権者は、出版権を設定することができます(著79条)。出版権を設定された者(出版権者)は、①頒布目的で文書または図画として複製(記録媒体に記録された電磁的記録として複製することを含む)したり、②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うことができます(著80条)。</p> <p>出版権を設定すると、その範囲では原則として、複製権者等であっても複製等することができません。</p>

対象ページ	P229
該当箇所	Lesson30 弁理士法 1 弁理士の目的タイトル変更・本文前文変更
変更内容	<p>弁理士の使命の明確化に伴い、内容を変更いたします。</p> <p>「1」について、弁理士の使命</p> <p>弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護および利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済および産業の発達に資することを使命とします(弁理士法1条)。</p>